

行政視察報告書

参加議員	蛭名 和子、藤田 誠、小熊 ひと美
調査期間	令和6年11月11日（月）
調査先 及び 調査事項	調査先 弘前市 ○調査事項① 津軽8市町村と青南商事のプラ資源回収の協定締結について ○調査事項② 高齢者・障がい者世帯の玄関先ごみ収集サービスについて

視察概要

■ 調査先 弘前市

■ 調査事項① 津軽8市町村と青南商事のプラ資源回収の協定締結について

対応者

弘前市市民生活部環境課	主幹兼廃棄物政策係長	鼻和孝夫
〃	主幹兼資源循環係長	竹谷拓

■ 調査内容

I 調査目的

2022年「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）施行により、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再資源化が、市町村の努力義務となった。

今年2月の新聞報道で、津軽8市町村と青南商事が「プラ資源回収の協定締結」を行ったことを知り、詳細について伺い、本市のごみ廃棄物政策提案の参考にしたいと考えた。

II 説明内容

1 協定について

(1) 経緯

弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合に加入する8市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村）が、令和8年度からのごみ処理広域化に向け、令和元年10月に「津軽地域ごみ処理広域化協議会」を設置した。

その後、令和5年12月に、8市町村で統一的に「プラスチック資源」区分を設け、中間処理を省略する方法を令和8年度までに確立することを決定。

8市町村圏域内にある黒石地区清掃施設組合センターグラウンドにプラ資源の選

別・再商品化を整備する（株）青南商事と方向性が一致したため、連携協定を締結するに至った。

(2) 協定内容

- ・両者の緊密な連携により、プラ新法に基づきプラスチック製容器包装とプラスチック製品廃棄物の効率的かつ安定的な回収・リサイクルを実現し、地域における脱炭素を強力に推進する。
- ・協力事項
再商品化計画作成、プラ資源の分別回収促進の取組、その他地球環境の保全、資源の有効利用に寄与する取組

2 事業効果の見込み

- ・弘前市は現在、容器包装プラを可燃ごみとして焼却しているので、プラ資源の分だけ焼却量を削減できる。
- ・令和4年度弘前市組成分析調査結果によると、重量ベースで可燃ごみの29.8%がプラスチックである。
- ・中間処理が不要で、再商品化施設へ直接搬入が可能となる。
- ・資源循環・有効利用につながる。
- ・リサイクル率の向上が見込まれる。（令和4年度 弘前市9.1% 県内36位）

3 予算見込み…まだ算出していないが、次のとおり想定。

- ・プラごみ資源のみの収集日を新たに設けることを想定。収集委託料が増加する見込み。
- ・リサイクル（再商品化）に要する費用
プラ製容器包装については、「容器包装リサイクル法」に基づき製造・利用事業者が99%を負担（令和6年度の負担割合の場合）することとなっており、残り1%とプラ製品廃棄物のリサイクル費用が発生する見込み。

4 質疑応答等

Q 協定締結に至るきっかけは、プラ資源循環促進法で、再処理・再資源化が努力義務となったからか。

A 「津軽地域ごみ処理広域化協議会」連携市町村の中で、容器包装プラと製品プラを一括で回収していたところが複数あり、足並みを揃えることとした。

Q リサイクルによる再商品化で何を作るのか。

A 商品にするためのペレットを想定している。

5 所感

本事業計画は、広域市町村と民間企業の連携による脱炭素化推進の試みとして全国的にも珍しく、注目されているようだ。

今後、青森市としても参考にできるかどうか研究していきたい。

視 察 概 要

■ 調査先 弘前市

■ 調査事項② 高齢者・障がい者世帯の玄関先ごみ収集サービスについて

対応者

弘前市市民生活部環境課 主幹兼廃棄物政策係長 鼻和孝夫
〃 主幹兼資源循環係長 竹谷拓

■ 調査内容

- 1 事業開始までの経過について
- 2 事業内容について
 - 1) 収集について
 - 2) 見守り機能について
 - 3) 利用開始までの流れ
 - 4) 対象世帯
 - 5) 利用状況
- 3 予算について

〔聞き取り内容〕

- 弘前市では、市街地の一部で戸別収集している地域がある。
- その他は、青森市同様、ステーション方式によるごみの収集を行っている。
- 弘前市における高齢者等へのごみ出し支援の対象となる条件は、
 - ・世帯の全員が、要介護認定または、障害者手帳の交付を受け、訪問看護または居宅介護に係る介護給付費の支給を受けている方がいる世帯で、かつ、その世帯の全員が自ら所定のごみ集積所までごみを持ち出すことが困難で、親族その他の者の協力が得られないと認められる世帯の要件に該当する世帯を対象に玄関先からごみを収集することとしている。
 - ・該当条件が厳しい
- ごみは、各自で分別して、本人が用意したバケツなどの蓋の付いた容器に入れて玄関先に出しておき、週1回、収集する。燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、段ボール等。
- 対象世帯は、令和6年7月末時点で、206世帯が利用しており、それほど多くないのだが、青森市は、弘前市との違いは、人口規模が違うが、本当にごみ出しが困難な人に限定すれば全域での実施できるのではないかと思う。

〔所見〕

弘前市はごみ分別収集等、青森県内自治体では先進的に取り組んできている自治体である。城下町の環境もあって、昔からステーション方式の集積場所を設置できないほど、狭隘な道路が多く、自宅前にごみ出しができる戸別収集が実施されてきた。

近年、市町村合併や、新たに住宅地開発された地域はステーション方式での収集業務がされている。そのような地域では、高齢化によるゴミ出しが困難な世帯が発生してい

ることを行政が把握をし、平成 28 年（2016 年）4 月策定の「弘前市一般廃棄物処理基本計画」で、ごみ出しできない者のための、ふれあい収集事業の検討を掲載している。

その後、弘前市議会での質疑を踏まえ、行政として先進事例等を調査研究し、令和 2 年 4 月から事業を開始している。

ステーション方式の区域の人口数、世帯数を質問したが、把握されていなかったことから、現在利用中の 206 名が対象人口の比率は出せないのが、青森市においての想定人数を出せないが、高齢者に寄り添い、早期の事業開始を望む。